

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	大 阪 市 長	大阪市鶴見区在住 70歳の男性	平. 9. 4. 16 被認定者は、入院 中に痰の喀出が多 く、痰が詰まって 死亡したもので、 誤嚥による肺炎を 死因とするのは、 納得がいかない	平. 9. 11. 11 (平. 9. 11. 25) (平. 11. 4. 19)	平. 11. 5. 17	大気系  葬祭料の支給	棄 却  被認定者は、 意識障害のため に引き起こされ た嚥下性肺炎によ り死亡したものと するのが妥当	被認定者は、審査請求人の 妻（秋田県平鹿郡で出生。 昭和52年2月、大阪市城東 区に転入、平成8年同市鶴 見区に転入、平成9年1月 死亡、享年81歳） 認定疾病は、気管支ぜん息 認定年月は、昭和54年8月 （死亡時の障害の程度は3 級）
2	鹿 児 島 県 知 事	鹿児島県出水郡在住 66歳の男性	平. 11. 5. 26 二十歳を過ぎた頃 より、手足の痺 れ、舌のもつれ、 頭重、からす曲 り、耳鳴などの症 状あり	平. 11. 12. 27 (平. 12. 2. 1) (平. 12. 3. 30)	平. 12. 4. 21	水俣病  認 定	棄 却  請求人には、 四肢末梢の感 覚障害を認め るも、他の症 候を認めず	審査請求人は、現住所地で 出生後、現在まで漁業に従 事
3	同 上	鹿児島県出水郡在住 70歳の男性	平. 11. 5. 24 25歳を過ぎた頃 より、手足の痺 れ、舌のもつれ、 頭重、からす曲 り、耳鳴などの症 状あり	平. 11. 12. 27 (平. 12. 2. 1) (平. 12. 3. 30)	平. 12. 4. 21	水俣病  認 定	棄 却  請求人には、 四肢末梢の感 覚障害を認め るが、聴力障 害は加齢によ る。他に症候 を認めず	審査請求人は、現住所地で 出生後、昭和23年から平 成11年まで漁業に従事